

序 文

日本弁理士会中央知的財産研究所はこれまで研究テーマとして「ソフトウェアの発明」に関する研究(研究報告第4号:平成12年1月),「ビジネス関連特許について」(研究報告第8号:平成14年3月),「バイオテクノロジーに対する法的保護のあり方」(研究報告第9号:平成14年3月),「コンピュータプログラムの法的保護」(研究報告第19号:平成18年6月)等,各時代の要請に応じて新たな発明の保護に関する種々の研究をしてきた。その後,このような先端技術等を研究テーマとして特に掲げた部会は暫く構成されてこなかったが,近時のさらなる科学技術の進展,とりわけIT分野,バイオ技術等の進展がイノベーション構造に大きな変革をもたらしており,弁理士業務においても知的財産法の視点から研究しておく必要性が高まっていることを踏まえ,日本弁理士会内での意見募集の手続き等を経て,平成29年に本「イノベーション推進に向けた特許の保護対象研究」が採用された。

本研究部会における共通する問題意識は,IT分野,バイオ技術等の先端的な領域でも,また機械・化学などの伝統的な領域でも,特許を,究極の目的であるイノベーション推進のための制度とするためには,特許権の保護対象を選択したうえでその権利行使を確保しつつ,あわせてパブリックドメインとして留めておく領域をも確保することで,バランスがとれた保護を実現する特許制度の運用が必要であるとの考えである。

17名の研究者および実務家からなる構成員は,月1回あるいは月2回のペースで各研究員の報告と全員によるディスカッションとの形式で研究を継続してきた。その研究テーマは,平成31年に大阪と東京で開催された公開フォーラムで取り上げた,医薬や機能性食品などにかかる「用途発明」の権利成立と権利行使の場面における問題点などを中心としつつも,本報告書の目次を参照することで明らかなように,AI技術や宇宙で実施される発明,あるいは伝統的な種苗からバイオ技術を活用した植物特許の保護の広がりなど広範囲に及んでおり,研究メンバーは餅は餅屋というべきその道の専門家が揃っているし,さらに研究の過程では,知財高裁の森義之判事と大鷹一郎判事からご講演を頂き,有力な知見を得ることもできたことから,研究体制は盤石であったといえるだろう。

本報告書は,このような興味深い研究テーマについて,研究者と弁理士・弁護士の実務家が協力して約1年半にわたり,侃々諤々たる議論を経て検討を加えてきた,その成果であり,わが国の特許法分野の研究書としても高い評価が与えられて然るべきものになっているといえるだろう。また,本報告書には,平成31(2019)年1月と2月に大阪と東京で実施された本研究部会の成果報告会とも位置付けられる日本弁理士会中央知的財産研究所第16回公開フォーラムの成果も含まれている。

本報告書が,特許出願や権利の行使に向けて日々頭を悩ましている方々に,何がしかのお役に立たせて戴ければ幸いである。

令和元(2019)年6月30日
日本弁理士会中央知的財産研究所
「イノベーション推進に向けた
特許の保護対象」研究部会
主任研究員 高林 龍